

公共職業訓練をやむを得ない理由により欠席した場合の 手当の支給について - あっせんに対する措置結果 -

令和8年4月17日
中国四国管区行政評価局

概要

総務省中国四国管区行政評価局は、管内で受け付けた行政相談をもとに、岡山労働局及び広島労働局管内の4公共職業安定所(以下「安定所」という。)において、公共職業訓練生(以下「訓練生」という。)がやむを得ない理由により公共職業訓練を欠席した場合の手当の支給についてヒアリングしたところ、各安定所で判断が区々となり、本来手当を受け取るべき訓練生に基本手当等が支給されないおそれがあることが分かりました。

公共職業訓練の手当の支給については、公平性を確保する必要があると考えられることから、全国の安定所で判断が分らない方法を示すよう総務省(行政評価局)から厚生労働省に対してあっせん(令和8年2月26日)を行いました。

この度、厚生労働省から、あっせんに対する措置結果の回答(令和8年3月31日)がありましたので、その概要を公表します。

※あっせん時の報道資料は、当局ホームページに掲載しています。
<https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/hodo.html>

端緒となった行政相談

私は、総務・経理の職種の公共職業訓練を受講している。求人票の職種欄に一般事務と記載された事業所の就職試験を受けるため公共職業訓練を欠席したところ、訓練職種に関連した就職試験とは認められず、手当が不支給となったことに納得できない。



連絡先

総務省中国四国管区行政評価局
担当：大庭、米本
電話：082-228-6214 (直通)

制度の概要等

【制度の概要】

- 公共職業訓練を受けた訓練生には、訓練を欠席した日であっても「やむを得ない理由」に該当する場合は基本手当及び通所手当が支給される。
- 厚生労働省の雇用保険に関する業務取扱要領では、「やむを得ない理由」の一つに「訓練職種に関連した就職試験、求人者との面接等」が挙げられている。

【ヒアリングの結果等(ポイント)】

- 安定所は、「各労働局が設定した公共職業訓練の訓練科目に対する訓練職種に係る職業分類番号」と「訓練生が就職試験等を受けた職種(求人票に記載)に係る職業分類番号」を突合し、一致する番号の有無で「訓練職種に関連した」に該当するかを判断している。
 - 当局が、複数の求人票及び労働局が作成した訓練職種に係る職業分類番号が整理してある表の内容を比較したところ、次のような状況がみられた。
 - ① 安定所は、求人票に仕事内容に対応する職業分類番号の全てを記載できていないことがある。

(例) 求人票の仕事内容に「勤怠処理、給与計算」が含まれているが、これに対応する職業分類番号「033-02」が求人票に記載されていない。
 - ② 各労働局で、公共職業訓練の訓練科目に対する訓練職種に係る職業分類番号の設定が異なる。

(例) 訓練内容6項目中5項目が共通している訓練科目に対する訓練職種についてみると、岡山労働局では3職種、広島労働局では23職種が設定されている。
- ⇒ 「訓練職種に関連した」の判断が安定所によって区々となり、それにより本来手当を受け取るべき訓練生に基本手当等が支給されないおそれあり。

総務省のあっせん内容の概要

- 公共職業訓練生の受講している訓練職種と当該訓練生が受けた就職試験の職種との関連性の判断が統一的なものになるよう、雇用保険に関する業務取扱要領を改正すること。
- 公共職業安定所が関連性を判断する場合に使用する訓練科目に対する訓練職種を設定した表を作成する場合は、都道府県等と連携し、都道府県労働局において可能な限り網羅的に設定・作成すること。

厚生労働省の措置結果の概要

- 雇用保険に関する業務取扱要領を改正し、公共職業訓練等をやむを得ず欠席した日の取扱いについて、訓練職種に関連するかの判断基準を明確化。(令和8年4月1日施行)
- 都道府県労働局に対し、就職試験等と公共職業訓練生が受講している訓練等との関連については、厚生労働省職業分類小分類の区分を基に柔軟に判断すること、都道府県労働局において受講した訓練職種に関する一覧表を作成する場合は、可能な限り正確かつ網羅的に訓練に関連する職種を記載することを指示。(令和8年3月31日)
- 都道府県等に対し、受講した訓練職種に関する一覧表について都道府県労働局等から協議があった場合は、訓練コースの実態等に応じて正確かつ網羅的なものとなっているかの確認について協力を依頼。(令和8年3月31日)

参考資料（「雇用保険業務に関する業務取扱要領」の一部改正の概要）

改正後

52854 (4) 通所手当の支給額

イ～ニ（略）

ホ 次に掲げる日のある月の通所手当の月額（イ(ホ)～(フ)及びイ(リ)aを除く。）は、イにかかわらず、日割りによって減額計算する。

(イ)・(ロ)（略）

(ハ) 受給資格者が、天災その他やむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず、公共職業訓練等を受けなかった日
「その他やむを得ない理由」の有無については、次の場合は、その理由があるものとして取り扱う。

a～g（略）

h 訓練職種に関連した各種国家試験、検定等の資格試験を受験する場合

訓練職種に関連するかの判断については、当該資格試験の内容と、公共職業訓練等受講証明書「3 訓練受講職種」欄等から、厚生労働省職業分類小分類の区分を基に判断すること。なお、当該資格試験又は受給資格者が受講する公共職業訓練等について、複数の類似する小分類に該当する場合、当該類似する小分類における受験の実績については、全て含めるものとして差し支えない。

i（略）

j 訓練職種に関連した就職試験、求人者との面接等
訓練職種に関連するかの判断については、上記hに準じて判断すること。

k（略）

へ（略）

改正前

52854 (4) 通所手当の支給額

イ～ニ（略）

ホ 次に掲げる日のある月の通所手当の月額（イ(ホ)～(フ)及びイ(リ)aを除く。）は、イにかかわらず、日割りによって減額計算する。

(イ)・(ロ)（略）

(ハ) 受給資格者が、天災その他やむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず、公共職業訓練等を受けなかった日
「その他やむを得ない理由」の有無については、次の場合は、その理由があるものとして取り扱う。

a～g（略）

h 訓練職種に関連した各種国家試験、検定等の資格試験を受験する場合

i（略）

j 訓練職種に関連した就職試験、求人者との面接等

k（略）

へ（略）

(注) 厚生労働省提出資料に基づき、当局が作成した。